

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危険物製造所等の使用停止命令
概 要	市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の所有者、管理者又は占有者が消防法に基づく危険物の貯蔵取扱基準適合命令に違反した場合や危険物の保安に関する規定の違反又はこれら規定違反に基づく危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令に違反した場合は、期間を定めて当該製造所等の使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	・ 消防法（昭和23年 7 月24日法律第186号）第12条の 2 第 2 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 消防法第12条の 2 第 2 項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 1 第11条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。 2 第12条の 7 第 1 項の規定に違反したとき。 3 第13条第 1 項の規定に違反したとき。 4 第13条の24第 1 項の規定による命令に違反したとき。 どのような場合に、上記命令を発動するかについては、現場において、個々の事情に応じて具体的かつ現実的な人命又は火災危険について判断する必要があるので、画一的な基準をお示しすることはできません。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	